

特定秘密の監視機関の創設等について（骨子案）

平成 26 年 3 月 26 日

第 1 組織

1 両院情報委員会の設置

国会に両院合同の組織として「両院情報委員会（仮称）」を置く。

2 両院情報委員会の構成

(1) 委員数

両院情報委員会は、15 人（衆議院 8 人、参議院 7 人）の委員で組織する。

(2) 委員の選任

委員は、各会派の議席数に応じて委員数を割り当てた上で、議院の過半数の議決により選任する。

(3) 委員長の選任

委員長は、両院情報委員会において委員が互選する。

(4) 理事

両院情報委員会に理事を置く。

(5) 宣誓

委員は、その就任に当たり、宣誓するものとする。

(6) 議長の出席

各議院の議長は、両院情報委員会に出席し発言することができる。

（参考）国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

第二十条 議長は、委員会に出席し発言することができる。

3 両院情報委員会の議事

両院情報委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

第 2 任務及び権限

1 特定秘密に係る行政運用の監視等

(1) 特定秘密に係る行政運用の監視

① 両院情報委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府から特定秘密保護法 19 条の規定による毎年の報告を受けるとともに、その監視をするものとする。

② 両院情報委員会は、①の監視のため、政府の報告その他の端緒に基づいて、必要と認めるときは、「国会が定める保護措置 A^{*1}」を講じた上で、その委

員長が属する議院の議長を経由して、政府に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

※1 国会が定める保護措置Aでは、委員の特別な選任方法、秘密会、事務局職員の適性評価、物理的に保護された施設の利用等を定めることを想定している。

- ③ 政府は、両院情報委員会から特定秘密の提出又は提示を求められたときは、「国会が定める保護措置A」を講じた両院情報委員会に対する特定秘密の提出又は提示が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合を除き、その求めに応じなければならない。

(参考) 国会法(昭和22年法律第79号)

第百四条① 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

(参考) 衆・国家安全保障に関する特別委員会議録第11号(平成25年11月12日)

森国務大臣「……ぎりぎりいって提供できない場合があるのかという御質問でございました。……サードパーティールールのようなものが適用されて、外国から、これは本当に行政機関限りで使ってくださいという、またはヒューミントであって、情報提供者の安全が本当に確保されなければいけないというような場合に限って、そういう場合も本当にまれに想定されると思いますが、通常は、諸外国から、情報を保全されているという前提で供与される場合に、国会にまでも出してはいけないというような縛りをつけるということはほとんどないと思われまので、私は、原則として国会には提供されるものというふうに考えております。」

- ④ 政府が③の求めに応じない場合は、その理由を両院情報委員会に疎明しなければならない。両院情報委員会は、その理由を受諾できないときは、その特定秘密の提出又は提示が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。

(参考) 国会法(昭和22年法律第79号)

第百四条① (上述)

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

- ⑤ 両院情報委員会は、監視の結果、必要があると認めるときは、政府に対し、特定秘密に係る行政運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

(2) 内部通報の仕組みの整備

両院情報委員会は、スタッフの調査、マスコミの報道等を活動の端緒とするほか、特に内部通報については、行政機関における特定秘密の取扱いが特定秘密保護法 18 条 1 項の基準に反する旨について、行政機関の職員等から直接内部通報を受けることができる仕組みを整備するものとする。

2 各議院又は各議院の委員会・調査会による国政調査への政府の拒否対応の審査

- ① 各議院又は各議院の委員会・調査会が、「国会が定める保護措置 B^{※2}」を講じた上で、国会法 104 条 1 項に基づき報告・記録の提出又は提示の要求をした場合において、政府が「国会が定める保護措置 B」を講じた各議院又は各議院の委員会・調査会に対する特定秘密の提出又は提示が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあることを拒否の理由として同条 2 項の疎明をし、各議院又は各議院の委員会・調査会がその拒否の理由を受諾できないときは、各議院又は各議院の委員会・調査会は、同条 3 項以下の手続に代えて、両院情報委員会に対し、政府の不提出判断の是非等についての審査を要請することができる。

※2 国会が定める保護措置 B では、秘密会、特定秘密に接する者の範囲の制限、物理的に保護された施設の利用等を定めることを想定している。

- ② 両院情報委員会は、①の要請に応じて審査を行うものとする。この場合においては、1 の(1)の②から④までと同様とするほか、①の要請をした委員会・調査会の委員長・調査会長及び当該委員長・調査会長が属する会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事は、その審査の際、両院情報委員会に出席することができる。この場合において、特別委員長及び調査会長並びに互選された理事については、その出席について、その属する議院の承認を得なければならない。

(参考) 国会法 (昭和 22 年法律第 79 号)

第二十五条 常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する。

- ③ 両院情報委員会は、求めに応じて特定秘密が提出又は提示されたときは、審査の結果に基づき、次のいずれかの措置をとる。
- (a) 政府に対し、①の提出又は提示の要求に係る特定秘密の範囲を限定して、又は限定しないでこれに係る報告・記録を①の要請をした議院又は委員会・調査会に提出又は提示するよう勧告をする。
- (b) ①の要請をした議院又は委員会・調査会に対し、報告・記録の不提出又は不提示に係る理由を受諾すべき旨を通知する。
- ※ (a)、(b)いずれの場合も、両院情報委員会の審査に出席した①の要請に係る委員会・調査会の委員長・調査会長及び互選された理事は、特定秘密の漏えいにわたらない範囲で委員会・調査会運営に反映させることが可能。

- ④ ③(a)の勧告をしたにもかかわらず、政府がその勧告に係る報告・記録の提出又は提示をしない場合は、その理由を両院情報委員会に疎明しなければならない。両院情報委員会は、その理由を受諾できないときは、③(a)の勧告に応じることが我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。

3 報告書の作成

- ① 両院情報委員会は、毎年、その行った監視及び審査の活動についての経過及び結果を記載した報告書を作り、委員長からこれを両議院の議長に提出するとともに、公表するものとする。
- ② ①のほか、両院情報委員会は、必要があると認めるときは、報告書を作り、委員長からこれを両議院の議長に提出するとともに、公表することができる。

第3 国会における保護措置

[以下は、とりあえず両院情報委員会が講ずる「保護措置A」を想定したもの]

1 会議の非公開等

(1) 会議の非公開

両院情報委員会の会議は、非公開（秘密会）とする。

(2) 会議録

(a) 会議録の作成

両院情報委員会は、会議録を作成する。

(b) 会議録の非公開

両院情報委員会は、作成した会議録に特定秘密が含まれると認められるときは、その特定秘密の指定が解除されるまでの間、その会議録を公開しないものとする。

2 秘密資料の取扱い

(1) 両院情報委員会の会議を行う施設

両院情報委員会の会議は、特定秘密の保護のために必要な措置（例えば、物理的なシールド、入退室の制限）が講ぜられた部屋の中において行う。

(2) 同席する職員の限定

両院情報委員会事務局の職員は、適性評価（仮称）において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者のみ、両院情報委員会の会議に同席することができる。（第4の2参照）

(3) 提出された特定秘密の保管

政府から提出された特定秘密は、その保護のために必要な措置が講ぜられた施設において、両院情報委員会事務局が保管する。

(4) 提出された特定秘密の閲覧

両院情報委員会の委員は、正当な理由があると委員長が認めたときは、(3)により保管されている特定秘密の閲覧等を行うことができる。

3 秘密漏えいに対する懲罰・罰則

(1) 懲罰

(a) 両院情報委員会の委員の守秘義務

両院情報委員会の委員は、両院情報委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(b) 守秘義務に違反した議員の懲罰事犯としての取扱い

(a)に違反した議員については、懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

※各議院の規則の改正により、両院情報委員会の委員に係る守秘義務に違反した議員を懲罰事犯として懲罰委員会に付託する旨を明確化する。

(2) 罰則

秘密を漏えいした議員（免責特権の対象となる場合を除く。）・職員については、特定秘密保護法 23 条 2 項に規定する罰則（5 年以下の懲役・500 万円以下の罰金）が適用される。

第4 事務局

1 所掌事務

両院情報委員会に事務局を置き、調査活動の補佐、委員会運営の補佐、提供を受けた秘密資料の管理・警備等の事務を行わせるものとする。

2 職員に対する適性評価

両院情報委員会事務局の職員は、適性評価（仮称）において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者の中から選任されるものとする。

※両院情報委員会事務局の職員に対する適性評価は、行政機関の職員と同程度のものを想定

第5 検討課題

国会において行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の提出又は提示を受ける際の手続その他国会におけるこれらの情報の保護措置全般についても、検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

(1) 特定秘密に係る行政運用の監視(イメージ)

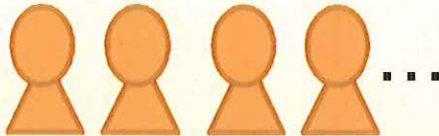
両院合同

両院情報委員会(仮称)

国会が定める保護措置A

- (例)・委員の特別な選任方法
- ・会議は非公開(秘密会)
- ・事務局職員の適性評価
- ・物理的に保護された施設 等

委員
(15人)



- ・各会派の議席数に応じて委員数を割当て
- ・議院の過半数の議決により選任

※議長は、両院情報委員会に出席し発言することができる。

活動内容

- ・常設の組織であり、特定秘密の指定・解除等について**常時監視**
- ・委員会等による国政調査への政府の拒否対応の**審査**
- ・報告書の作成
- ・会議は非公開(秘密会)
- ・秘密会以外で漏えいした議員は、懲罰

- ・スタッフの調査
- ・メディア・内部通報 Etc.

監視

① 特定秘密
の提出要求

② 提出
(原則)

②' 拒否
(例外)
+理由の
疎明
+内閣声明

恒常的な監視

毎年の
報告

③ 改善
勧告

特定秘密

政府

各行政機関

(2) 委員会等による国政調査への 政府の拒否対応の審査(イメージ)


両院合同

両院情報委員会(仮称)

国会が定める保護措置A

委員 (15人)  ...

- ・各会派の議席数に応じて委員数を割当て
- ・議院の過半数の議決により選任

出席者 (2人) 

- ・③の要請をした委員会等の委員長及び委員長と所属会派の異なる互選された理事
- ・議院の承認を得て出席

※議長は、両院情報委員会に出席し発言することができる。

活動内容

- ・提出(拒否)の適否
- ・提出の方法・範囲 etc

⑥審査

- ・常設の組織であり、特定秘密の指定・解除等について**常時監視**
- ・委員会等による国政調査への政府の拒否対応の**審査**
- ・報告書の作成
- ・会議は非公開(秘密会)
- ・秘密会以外で漏えいした議員は、懲罰

④特定秘密の提出要求

③要請

常任・特別委員会

国会が定める
保護措置B

外務委

安保委

(例)

- ・会議は非公開(秘密会)
- ・特定秘密に接する者の範囲制限
- ・物理的に保護された施設等

⑤'拒否(例外)
+理由の疎明
+内閣声明

⑤提出(原則)

⑦常任・特別委員会への提出勧告

⑧'拒否
+理由の疎明
+内閣声明

②'拒否

②提出

①国政調査

政府
各行政機関

特定秘密

⑧要求に従った提出